

## 各事業地区長期借入金償還状況

【単位：円/10a】

地区名	面積 (ha)	H17年度 賦課金	① H17年度 公庫等の 償還金	② 担い手育成 支援事業 助成金	③ 平準化 無利子資金 充当金	④ 新庄市 助成金	⑤ 他会計 からの 繰入金	⑥ ①-②~⑤ 賦課金等 で償還に 充当する 金額	最終 償還 予定 年度
県営かんばい	2,494.0	0	2,240			2,010	160	230	H39
新庄第一	242.0	5,300	4,830					4,830	H23
新庄第二-1	96.5	15,000	17,340		1,410	1,650		14,280	H27
新庄第二-2	186.1	5,300	6,550					6,550	H24
新庄第三	216.7	15,000	18,970		2,970	1,380	230	14,620	H28
山屋(上)	19.0	5,700	5,260					5,260	H21
山屋(下)	32.2	4,800	4,310					4,310	H21
谷地小屋太田	114.9	6,500	5,900					5,900	H24
鳥越市野々	38.5	15,000	21,500		1,350	3,110		17,040	H27
梅ヶ崎	50.5	9,900	9,260					9,260	H19
下西山	33.0	14,000	24,780	660	7,510			16,610	H27
桂	17.7	15,000	37,280	3,610	13,380	6,830		13,460	H31
月岡	9.6	6,000	5,410					5,410	H22
上西山	34.9	13,700	13,550					13,550	H22
上ミ野	11.6	15,000	51,370		24,050	11,630		15,690	H34
上山崎	17.9	16,000	41,340			26,250		15,090	H25
谷地小屋北	8.5	16,000	47,170			31,760		15,410	H26
新庄南部	113.3	3,000	1,450					1,450	H21
小泉	200.6	6,800	6,670					6,670	H36
野中	287.0	9,300	8,760					8,760	H36
天保ハリウ	44.6	6,800	2,140					2,140	H30

- \*1 賦課金は⑥+事務費+維持管理費+予備費で決定します。
- \*2 ②の担い手育成支援事業は、借入金の利率の2%を越える額について、国県より助成金が補助されています。
- \*3 ③の平準化事業により、無利子の融資を受け、償還金のピーク時の金額をならしています。平成17年度は、上記の6地区で借り入れしていますが、以前は新庄第一・新庄第二-2・山屋(上)・山屋(下)・谷地小屋太田の5地区でも借り入れしております。これら11地区では、当初計画より最終償還予定年度が延長されています。
- \*4 ④の新庄市農家負担軽減対策助成金は、平成17年度で73,440千円であり、以下の内訳となっております。県営かんばい償還金が50,347千円、維持管理事業分担金が7,333千円、各ほ場整備事業地区の1俵を越える分への助成金が7地区で15,760千円。その他に国営事業償還金の全額約2億円と小泉地区と野中地区の年度事業費の10%の85,400千円が助成されております。
- \*5 上記内容については、毎年度数値が変動します。



用水管理センター見学(北辰小5年生)

## ●● 賦課金の納入のお願い ●●

平成17年度賦課金の納期限が過ぎました。  
まだ納めていただけていない方は、大至急納入してください。

【納入先】 新庄土地改良区 新庄もがみ農協萩野支店  
新庄市農業協同組合 山形もがみ農協大蔵支店  
新庄支所 山形銀行新庄支店  
稲舟支所 荘内銀行新庄支店  
八向支所 荘内銀行新庄南支店  
本合海支所

賦課金は、土地改良区運営のための**経常賦課金**、揚水機電力料金や施設整備補修費等の**維持管理費**、ほ場整備事業等で借入した農林漁業資金の償還金に充てる**特別賦課金**となっております。これらについて、新庄市より多大な助成をいただき、区独自でも、経費の節減やあらゆる助成制度を活用し、組合員の皆様の負担が軽減されるよう最大限の努力をいたしております。賦課金が未納になりますと、金融機関から新たに借入し、運営に支障をきたすこととなりますので、**納期限内(11月20日)**に完納くださるようお願い申し上げます。  
納期限を過ぎますと、日歩4銭(年利14.6%)の延滞金が加算されます。また、滞納処分により強制執行となることもございます。

### このような時は 手続きをお忘れなく!

- 土地の売り買い・貸し借りにより農地が移動した場合
- 改良区の組合員を変更する場合  
農業者年金受給のための経営移譲や贈与、または組合員が死亡した場合
- 土地改良区が管理している道水路等の土地改良施設を農作業以外の目的で使用する場合  
農道・用排水施設敷地等を農作業以外の目的で使用したり、排水路に浄化槽処理水等を放流する場合は申請(許可)が必要です。  
申請書は、改良区にありますので、必要事項を記入し押印のうえ、提出してください。

※賦課金の納入は、上記金融機関で手続きできる自動口座振替が便利です。通帳届け印と口座番号を新庄土地改良区事務所へご持参いただければ、簡単に手続きができます。

### 加入金とは?

新たに地区に加入する場合、それまで他の組合員の方が納めていただいた賦課金と同額を加入金として納めていただくものです。

### 決済金とは?

農地転用または国県市町村の公共事業の買収等により地区除外となる場合に、残された組合員の方が負担が過重にならないよう納入していただくものです。

賦課金と同様の扱いとなり、決済金が未納の場合、地区から除外することができなくなります。